

令和元年度 入札監視委員会議事概要

北海道防衛局・帯広防衛支局

開催日及び場所	令和2年3月4日(水)～13日(金)	書類回議
委員	阿座上洋吉(経営学者) 大浦 崇志(公認会計士) 神谷奈保子(大学客員教授) 菊地 均(大学名誉教授) 津田秀太郎(弁護士)	(50音順)

防衛省発注機関が締結する契約(建設工事等を除く。)に関する審議

審議対象期間	平成31年1月1日～令和元年12月31日
審議対象件数	138件

1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数	7件	(審議概要) 1 契約状況の説明 2 抽出事案の概要説明 3 抽出事案の審議
一般競争契約	5件	
指名競争契約	0件	
随意契約	2件	

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【抽出案件】 ① 北海道防衛局(30)OAネットワーク・システム改修(一般競争、1者応札) ・1者応札で落札率が100%となった理由如何。</p> <p>・「リスク管理上困難である」との判断は、見積書作成段階でも既に行うことができたと考えられ、事実上の参入障壁が存在するものと評価する余地があるが、現行法制の下では、一般競争契約以外の契約方式によるという選択肢はあり得ないのか。</p>	<p>・予定価格の算定にあたり、3社から見積を徴収したが、最安値の見積を提出した業者の1者応札となったことから、落札率が100%となったものとする。</p> <p>また、1者応札となった理由については、応札を辞退した2社に確認したところ、本業務の履行は技術的に実施可能なものの、他社(本件業務の契約者)が構築した現行システムを問題無く継続稼働させることについて、リスク管理上困難であると判断したため辞退したとのことである。</p> <p>・「公共調達適正化について」(平成18年財務大臣通知)に「当初から複数の者によることが考えられるようなものについては、原則として、一般競争入札を行う」と規定されており、本件についても、公共調達としての競争性及び透明性を確保するという観点から一般競争としたものであるが、指摘を踏まえ、他の契約方式について、引き続き関係機関などに確認してまいりたい。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>② 千歳防衛事務所(31)庁舎施設機械警備 (随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約とした理由如何。 ・ 落札業者が固定化している理由如何。 ・ 当該理由は、将来にわたり固定化される状態を黙認することを意味するとも受け止められ、公平な入札環境が確保されているのか疑問が生じる。公平な入札環境を確保する観点からは、当該年度の業務が終了する毎に設置機器を撤去させるなど、優位性の固定化を排除することが一案として考えられるが、こうした措置を行わない等の理由があるのか。或いは、他の手段により事実上の優位性を除去し、公平な入札環境の確保を目指す余地はあるのか。 ・ 「警備業務のほか警備装置の設置及び撤去費用についても受注者が負担する」という条件の下で、既存設備の継続使用を事実上許容しているが故に、条件の公平性が実質的に損なわれている側面があると考えられる。この点について、先の質問に対する見解を示されたい。 <p>③ 北海道防衛局(元)仮設プレハブ等借上業務 (一般競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札業者が固定化している理由如何。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、予定価格が100万円以下の役務契約であるため、予算決算及び会計令第99条第7号の少額随契に基づき随意契約とした。 ・ 毎年度、複数の事業者から見積書を徴収し、契約業者を決定しているが、機械警備業務を行うにはセンサー等の機器類を設置する初期導入経費が発生するため、契約業者は当該経費を低減できる優位性から、他社に比べ見積価格が安価となり、結果的に同一業者が継続して落札しているものとする。 ・ 本件仕様書では、公平な入札環境の確保の観点からも、警備業務のほか警備装置の設置及び撤去費用についても受注者が負担することにしており、各社から仕様書に応じた見積書を徴取している。いずれにしても、本件業務の発注にあたっては、引き続き、公平な入札環境の確保に努める。 <p>(次回、入札監視委員会において説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工場所が都市部から遠く離れており、近傍に営業所を持つ会社が少ない中、より効率的に作業員や機材を確保する体制を持つ会社の応札、落札が続いているものとする。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・今後、入札を活性化する工夫はあるのか。</p> <p>④ 北海道防衛局(元)砲撃音自動騒音測定装置購入(一般競争、1者応札)</p> <p>・高落札率となった理由如何。</p> <p>・1者応札で落札業者が固定化している理由如何。</p> <p>⑤ 北海道防衛局(元)簡易トイレ清掃等単価契約(一般競争、1者応札)</p> <p>・落札率が100%となった理由如何。</p> <p>・1者応札で落札業者が固定化している理由如何。</p>	<p>・参加要件の等級拡大や、入札公告を広く周知する等、入札への参加を促す取り組みを引き続き実施し、適切な入札に努める。</p> <p>・本件は、1回目の入札金額が予定価格を超過し、2回目の入札で落札に至ったため、結果的に高止まりし高落札率になったものとする。</p> <p>・本業務の参加資格を有する請負可能な業者は、全国で11社あることを確認しているが、本業務の施工場所が北海道という地理的要因から地元業者のみの入札参加となり、結果的に1者応札の状態が続いているものとする。</p> <p>・本業務の予定価格算出にあたっては、歩掛かり及び物価誌によるものがなく、落札業者を含む2社以上の業者から見積りを徴取し、安価なものを採用したが、最も安価な見積りの業者のみが入札に参加し、その他1社については参加意欲がなく入札を見送ったことから、結果的に予定価格と同価格になったものとする。また、今後については、平成29年度の同種業務の入札実績を踏まえ、予定価格の算定方法や参加業者の確保に向けた工夫を検討したい。</p> <p>・矢臼別演習場という地理的条件を考えると、演習場近隣の業者が価格的に有利なことは否めず、遠方の業者は利益が見込み難いと考え、積極的に参加して来ないのではないかと推察する。また、今後については、本業務の参加資格を有し、且つ清掃業務の実施が可能な業者及び参加資格は有していないが、清掃業務の実施が可能な業者が所在していることが確認できたため、入札に参加してもらえるよう、周知を行い競争性の確保に務める。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>⑥ 北海道防衛局(元)札幌駐屯地(中の島鉄塔跡地)施設測量調査業務(一般競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低落札率となった理由如何。 ・品質確保及び履行状況に問題はないか。 ・測量調査において落札率が低いと赤字受注、品質低下が懸念されるが、今後の対策としては何か効果的なものがあるのか。 <p>⑦ 令和元年度矢臼別演習場周辺地区牧草(1番草)売払業務(随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約とした理由如何。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の設定は、防衛省調査測量作業規程及び施設測量調査業務積算要領等に基づき算出しており、工事等とは異なり材料費や施工費等がかかるものではなく、人件費が大きな割合を占めている。そのため、業者の受注しようとする努力次第で価格が低減される傾向があり、低落札率になったものとする。 ・業務完了後の現地確認や完成検査の結果、品質、施工内容に問題は認められず、本測量成果を国土地理院長へ提出し、同院長から審査の結果、本成果は十分な品質及び精度を有するとの通知を受けている。 ・国及び地方公共団体等が作成する公共測量成果は、地理空間情報(位置情報)として高精度で高い信頼性が求められていることから、業務遂行上の品質保証や履行確保は重要なことと考えている。したがって、落札率に寄らず、発注者側としても、受注者へ業務内容の明示を徹底することで品質確保に向けた情報共有を図り、作業計画書を活用し履行期間による業務遂行状況を確認するなど、引き続き、適正に品質確保及び業務遂行が図られるよう対応する。 ・矢臼別演習場周辺の移転跡地の整備について、地元の別海町からの「国が移転措置により買入れた移転跡地(牧草地)については、採草地として地元を利用させることを考慮の上、当町の基幹産業である酪農の発展に寄与できるよう継続して長期的に採草地として整備し、生長した牧草については、地元へ供給できるよう措置すること」との強い要望に基づき、地元の農業協同組合との随意契約としたもの。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・随意契約を行う透明性の観点から、複数業者から見積書を徴取したか確認したい。</p> <p>・過去連続して同一の地元農業協同組合のみが応札者となっているが、その理由や背景を説明されたい。</p> <p>・随意契約とした根拠法令を説明されたい。</p> <p>・随意契約の相手方を合意により予め特定の者に限定できる余地があることは理解できたが、以下について追加的に確認したい。</p> <p>(1) 会計法第29条の3第4項の「政令の定めるところ」に該当する政令が、予決令第102条の4第3号であるという理解でよいか。</p> <p>(2) 会計法第29条の3第4項と予決令第102条の4第3号とを併せ読み、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合において、随意契約によろうとするときは、各省各庁の長は財務大臣に協議しなければならないものではない」と解釈していると理解してよいか。</p> <p>(3) 本案件が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当すると判断した理由が、「地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」であるならば、一般にどのような場合に締結が許容され、本案件についてはどのような理由により許容されたのかを説明されたい。</p>	<p>・売払い業務に係る予定価格については、3者から徴取した見積書及び北海道農政部の積算基準を用いて適正に算定し、見積合わせについては本件契約業者のみと実施している。</p> <p>・矢臼別演習場周辺地区の移転跡地における牧草については、国の施策案件の受入に伴い締結した、国、町、地元農業協同組合との間の覚書により、随意契約を行っている。</p> <p>・本件は「公共調達適正化について」（平成18年財務大臣通知）にある「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」の「地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に該当し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき随意契約としている。</p> <p>(次回、入札監視委員会において説明)</p>

委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし	
2. 談合疑義案件(内訳明細書の点検結果疑義)の処理状況について		
談合疑義件数	0件	(審議概要)
談合情報	0件	・なし
点検結果疑義	0件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	・なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし	
3. 再苦情処理(再説明請求回答)		
再苦情申立件数 (再説明請求件数)	0件	(審議概要)
一般競争契約	0件	・なし
指名競争契約	0件	
随意契約	0件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	・なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし	